

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 二等陸曹、二等海曹又は二等空曹である自衛官及び三等陸曹、三等海曹又は三等空曹である自衛官の定年を改めること。（別表第九関係）

二 この政令は、令和三年十二月三十一日から施行すること。（附則関係）